

タイトル	<史料所見>中世後期イギリスにおけるクレリックス =レーギスの給養
著者	東出，功
引用	北海学園大学人文論集，9：31-69
発行日	1997-10-31

〈史料所見〉 中世後期イギリスにおける クレリックス=レーギスの給養

東 出 功

《はじめに》

問題の所在を具体的な事例にそくして説明しよう。

◎勅許状① “(1) Rex omnibus, ad quos, &c [praesentes litterae pervenerint], salutem. (2) Sciatis quod dedimus & concessimus, dilecto clerico nostro, Magistro *Johanni Forster* praebendam de Bikleswade [Biggleswade] in Ecclesia Cathedrali Lincolniensi, (3) vacantem & ad nostram donationem spectantem ut dicitur, (4) habendam cum suis juribus & pertinentiis quibuscumque.

(5) In cujus, &c [rei testimonium, has li[t]teras nostras fieri fecimus patentes.]

(6) Teste Rege apud Castrum suum Rothomagi [Rouen, France] decimo sexto die Aprilis [1420]

(7) Per ipsum Regem.

◎勅許状② (1) Et mandatum est custodi spiritualitatis episcopatus Lincolniae, sede ibidem vacante, (2) ipsum *Johannem* ad praebendam admittat, (3) & ei stallum in choro, & locum in capitulo, (4) ratione praebendae illius, prout moris est, assignari faciat.

(5) Teste ut supra.

◎勅許状③ Et mandatum est, dilectis sibi in Christo, decano & capitulo Ecclesiae Cathedralis Lincolniae, quod eidem *Johanni*

stallum in choro, et locum in capitulo, ratione praebendae illius, prout moris est, assignent.

Teste ut supra.”

— Thomas Rymer, *Foedera*, Tomi IV, Pars III, 167.

最初に斜体字の人名に注目されたい。勅許状①②③はいずれもジョン＝フォースタに関するものであり、これら3通は全体として1件の“贈与”の手続きを構成している。(1)(2)(3)などの記号は、説明の便宜のためのものである。勅許状①の第(1)項で“&c”とは、定型表現の省略を示す。[]内の補足はほかの同種の勅許状からの類推によるもので、この勅許状が国王から“この書状の関係者全員”に宛られたことを示している。

第(2)項は、関係者への告知事項つまり主文に当たる。国王はこの勅許状で、ジョンに対してリンカン司教座においてビグルズウェイドの“プラエベンダ”を与えた。“プラエベンダ”とは、参事会員の身分に固有の聖職禄つまり参事会員聖職禄である。リンカン司教座の参事会員は定員58名で、それぞれ固有のプラエベンダを占有していた。ジョンは“dilectus clericus noster”であるが、この称号については後述する。

第(3)項は、同司教座の“ビグルズウェイドのプラエベンダ”に関する補足説明である。これが現に空席であり、また国王からしかるべき後任者への贈与が予定されているという。第(4)項も定型表現で、その贈与の範囲がプラエベンダ付属の諸権利ならびに付属の諸物件にまで及ぶことを述べている。

第(5)項でも定型表現の省略があり、同種の勅許状からの類推で補足した。ここで“litterae patentes”とは開封の書状つまり“開封勅許状”である。開封勅許状は、一方の“litterae clausae”つまり“密封勅許状”に対比される。この事例のような権利の贈与では、公開告知の必要から勅許状が通例として開封になる。要するに第(5)項では“本件（贈与）の証拠として、国王がこの開封勅許状を作成させた”と書かれている。

第(6)項によれば、国王はルーアンの王城で1420年4月16日にこの案文

を認証し発給させた。ヘンリ5世は、フランス各地を転戦中であつた。第(7)項は、この認証が国王の単独の決裁によることを示している。決裁に側近者が関与しているときには、たとえば“Per Regem in suo Concilio”と書かれる。

勅許状②および③は宛名が異なるだけで、内容が大筋において共通している。勅許状②は、リンカン司教の“霊的権限の管理者”への指令である(1)。この管理者とは“同司教座が空席であることによって”置かれており、空席でなければ司教本人が指令を受ける。指令の第1点は、ジョンを“プラエベンダへ受け入れる”こと、すなわち国王からの贈与を司教職の代行者として追認せよ、ということである(2)。また第2点は、ジョンのために聖堂の内陣で“椅子”を、また参事会の集会室で“場所”を配当させることである(3)。この“椅子と場所”とは、内陣と集会室とにおける指定席の定型表現である。その指定席はこの“プラエベンダ（の占有）の帰結として、慣習に準拠して”与えられる(4)。認証者や認証の場所・年月日は、いずれも“同上”である(5)。

勅許状③は、同司教座の“参事会長と参事会”への指令である。しかも“参事会長と参事会”とはやはり定型表現で、法人としての参事会を意味する。ジョンの指定席は、この書面でも言及される。勅許状②は“配当させる”ことを指示していたが、③の指示は“配当する”ことであつた。指定席の配当は参事会の責任事項であり、司教やその代行者の責任は参事会に命令してその配当を実行させることにある。出典は末尾に記載の通りトマス=ライマの『フォエデラ』である。また手もとの刊本は1967年の写真縮小版であり、頁はその写真版のものである。

国王はこの3通1件の勅許状によって、聖職者ジョンに対してリンカン司教座で参事会員としての聖職禄を贈与した。ジョンは、勅許状①の第(2)項に記載の通り“dilectus clericus noster”である。この“われらの親愛なるクレリックス”とは、文脈からして“clericus regis: king's clerk”にほかならない。つまり国王直属身分の聖職者であり、国王直属である点においてほかの聖職者から区別される。本稿の課題は、表題に記載の通り

この“クレリクス=レーギスの給養”に関する史料所見の集約である。

クレリクス=レーギス（以下CRと略記）に限らず、聖職者の給養は聖職禄を財源としてなされる。国王直属の聖職者とは、彼が国王から直接に給養される身分にあること、いいかえると国王から直接に聖職禄を取得しうることを意味する。ジョンが事前にCRであったか否か、その点是不明である。しかし彼は、勅許状①の受給の時点においてCRである。あるいはこの受給によって、CR身分を取得したということか。

いずれにせよ彼が取得したのは、聖職禄である。聖職禄とは、いうまでもなく教会の財産に属する。司教座の参事会員の人事権は、デ=ユーレにいえば司教にあって国王にはない。しかしジョンに関しては、国王が勅許状①によってまずデ=ファクターの人事権を行使した。その上で司教職の代行者に対しては、いわば受動的に追認させてデ=ユーレの人事権を行使させた。勅許状②がそれである。国王の聖職人事権はデ=ユーレのばあいもあるが、ジョンの事例のように大半はデ=ファクターでしかない。しかし仮にデ=ファクターとはいえ、CRとしての聖職禄取得が国王からの恩恵に依存することには変わりがない。CRは国王から行政官僚として起用されることがあり、そのばあいの勤務はまさに聖職禄受給という恩恵への反対給付にほかならない。

筆者はこれまで一連の拙稿¹⁾において、中世後期イギリスにおける国家・教会の相互依存的関係あるいは相互補完的關係の通時的検証を続けてきた。双方の相互依存・相互補完といえ、筆者の理解ではCRの存在それ自体がまさにその集中的表現である。何故か。

行政官職における俗人官僚の優位は近代において達成され、やがて排他的独占にまで及ぶ。逆に中世においては文書作成能力や法律知識が聖職者に偏在し、まずその点からして聖職者への依存が避けられなかった。しかし問題は、文書や法律の能力・知識だけに留まらない。

官僚の給養には、常に相応の財源を必要とする。聖職者官僚への依存とは、とりわけCRへの依存であった。CRへの依存とは給養財源からすれば教会への依存であり、露骨にいえば教会への寄生である。国王にとって

教会への寄生が可能であったのは、上記の通り CR の聖職禄に関して事実上の人事権を行使しえたからである。中世においても、官職には固有の年俸があった。しかし高級官僚は概して高位聖職者であり、官職の年俸は聖職禄からの収入に遠く及ばない。従って官僚としての勤務は、年俸よりもむしろ聖職禄受給の返礼であった。

では CR が取得する聖職禄には、具体的にどのような種類のものがあるか。CR の給養というからには、聖職禄の種類についても検証が必要である。その検証は一連の拙稿でも必要の限度でなされているが、全体としては集約を終えていない。従って本稿は、筆者の積年の課題の一部について空白を埋める作業にほかならない。

なお聖職者官僚の給養の実態に関しては、筆者が知る限り、情報量においてタウトの『行政史』全6巻²⁾が今日でも突出している。しかしそれは全6巻に分散して情報の総量が多いということであって、CR の給養実態を知るには相応の集約が必要である。本稿の意図は、とりあえずその集約の作業として理解されたい。

1) とりあえず拙稿「中世イギリスの国家と教会」『学生社・中世史講座』5 (1985) をあげておく。

2) Thomas Frederick Tout, *Chapters in the Administrative History of Mediaeval England*, vols. 1-6, Manchester, 1920-33.

1 クレーリクス=レーギスへの贈与・推薦・指名——予備的考察(1)

給養実態の本格的検証は第3節以下の課題として、本節でも具体的な事例によって予備的な考察を続ける。

[1] “(1) Rex decano et capitulo Ecclesiae Cathedralis Ebroicensis [Evreux, France], sede ibidem vacante, salutem. (2) Ad ecclesiam parochialem de Saqueinuilla [Saquenville] Ebroicensis Dioecesis, per

mortem ultimi possessoris ejusdem vacantem, & ad nostram donationem spectantem ut dicitur, dilectum nobis Robertum Dulcis capellanum, in decretis licentiatum, vobis *praesentamus*, (3) Intuitu caritatis rogantes quatinus ipsum Robertum ad ecclesiam praedictam admittatis, & personam instituatis in eadem. (4) In cujus, &c. [1420]” — *Foedera*, Tomi IV, Pars III, 151.

これはエヴルー司教座が空席であることからして、同司教座の“参事会長と参事会”つまり法人としての参事会へ宛られたものである(1)。同司教管区のサカンヴィル聖堂区の司祭が死亡し、司祭職が空席になった。そこで国王は、後任候補者として教会法の修得者ロベールを推薦した。ロベールは“われらにとって親愛なるカペラーヌス”つまり CR である(2)。あわせてロベールを同聖堂へ受け入れること、その上で“同聖堂へ司祭を置く”ことすなわち彼のために司祭就任式の執行を要請している(3)。第(4)項については、すでに説明した。

第(2)項の斜体字の動詞に注目されたい。序節の勅許状では、動詞が“*dedimus et concessimus*”つまり“贈与する”であった。ロベールに関しては“*praesentamus*”つまり“推薦する”となっている。

[2] “(1) Rex venerabili in Christo Patri, J[ohanni] eadem gratia, episcopo Carnoten. [Chartres, France], aut ejus vicario generali, ipso episcopo in remotis agente, salutem. (2) Vobis, *tenore praesentium*, significamus quod decanatum & praebendam ecclesiae collegiatae beatae Mariae de Medunta [Mantes], (3) vacantes, quorum *praesentatio* nobis noscitur pertinere, (4) dilectum ligeum nostrum juratum, Magistrum Thomam Monachi, vobis *praesentamus* [1420]” — *Ibid.*, p. 187.

宛名はシャルトル司教かその代行者であり、司教の不在を考慮して連名になっている(1)。第(2)項の斜体字の文言は“推薦状の複写によって”という意味か。マントの“エクレシア=コレギアータ”すなわち在俗参事会聖堂の参事会長職と付属の聖職禄とに関する告知である(2)。参事会長職

が空席で、後任候補者の“推薦権”が国王にあるという(3)。国王は、トマを推薦し告知した。トマは“われらの親愛なる臣従誓約者”である。フランス人であるが、イギリス国王へ専属臣従を誓約したということか。やはり CR であろう。第(4)項の動詞は、前出口ベールのばあいと同様に“推薦する”と書かれている。在俗参事会聖堂それ自体については、あらためて第4節で検証する。

[3] “..... Vobis, *tenore praesentium*, significamus quod dilecto nobis Magistro Willielmo Alyngton *conferimus et donamus* [1420]” — *Ibid.*, p. 188.

最後の動詞だけを見れば“贈与”を連想するが、前出トマのばあいと同様に“推薦状の複写によって”告知するということなので、これもやはり“推薦”にほかならない。

[4] “(1) Andreas Legat habet literas regis patentes de *praesentatione* ad ecclesiam Sancti Martini de Cally [Cailly], Rothomagensis dioecesis, vacantem per mortem Johanni le Grant ultimi curati ibidem, & ad regis donationem spectantem ut dicitur; (2) Et diriguntur literae illae L. archiepiscopo Rothomagensi, vel ejus vicarius generali [1420]” — *Ibid.*, p. 170.

一見して明らかなように、別種類の記録である。アンドレは、ルーアン大司教管区内のケリ聖マルティヌス聖堂へ“推薦”された。前任司祭ジャンの死亡による(1)。勅許状の宛名は、ルーアン大司教かその代行者である(2)。要するにこの文書は勅許状そのものではなくて、その発給の原簿として要点を摘録したものであろう。いずれにせよ、これもまた“推薦”の記録にほかならない。

[5] “(1) Rex abbatisse & conventui de Wilton [co. Wilts] saluem. (2) Quia intelleximus quod, de jure et consuetudine coronae nostrae Angliae, ad nos pertinet ad praesens, post coronationem nostram, *nominare* unam idoneam personam, recipiendam in sanctimonialem infra abbatiam vestram, quae de fundatione progenitorum nostro-

rum & de nostro patronatu existit, (3) dilectam nobis Johannam de Oketon, vobis *nominamus* [1377]” — *Foedera*, T. III, P. III, 65.

とりあえず斜体字の動詞に注目されたい。候補者を“指名する”と書かれている。この勅許状は、ウィルトン女子修道院へ宛てられている(1)。主文は第(3)項であり、ジョンを候補者に“指名する”という。ジョンを女子修道院へ指名するとは、何を意味するか。ウィルトン女子修道院には男子聖職者の在俗参事会が付属しており、その参事会員職へ従ってそのプラエベンダへの候補者指名である。

第(2)項は、その指名について判断根拠を述べている。国王リチャード2世は、同年6月に即位したばかりである。国王は戴冠式の終了後に適切な人物1名を候補者に指名し、同院付属の“サンクティモニアーリス”への受け入れを指示することになっている。ここで形容詞“サンクティモニアーリス”とは名詞“エクレーシア”の省略で、上記の付属参事会聖堂であろう。女子修道院付属であるから、そのように呼ばれたものか。この候補者指名権は、イギリスの“王冠の法と慣習とによって”国王に帰属する。何故か。同院は国王の祖先によって創設され、国王のパトロン権に付属するからである。国王側の判断根拠は、そのように述べられている。

要点を確認しておこう。引用 [1] から [4] までは、文言や書式に相違があるとはいえ、すべて“推薦”の勅許状あるいは記録である。また [5] は“指名”の勅許状である。本稿序節の事例は、いずれも“贈与”の勅許状であった。筆者のこれまでの検証によれば、CRに限らず聖職者へ聖職禄を取得させるには、贈与・推薦・指名の3方式があった。本節の表題を“贈与・推薦・指名”としたのは、その事実を確認するためである。

なお引用 [1] から [4] までは、いずれもフランスでの“推薦”の事例であった。何故フランスか。それは手もとの刊本史料集の制約による。次節以下の情報源は、リチャード2世治世の『開封勅許状簿』である¹⁾。これは英語訳による要点の“摘録”であって、ラテン語の原文ではない。そこで摘録の利用に先だって、ラテン語原文の書式を確認しておく必要があった。ライマの『フォエデラ』は、基本的に外交文書あるいは対外関係

文書の集成である²⁾。従って [5] のような“国内”の事例は、また本稿冒頭のジョンのような事例は、この刊本においてむしろ少数の部類に属する。では何故『フォエデラ』か。ラテン語原文の書式を確認するための手段としては、これ以外に筆者の手もとには適切な刊本が欠けていたからである。

1) リチャード2世治世の『開封勅許状簿』は6巻で構成されているが、本稿は最後の2巻を典拠とする。 *Calendar of the Patent Rolls, Richard II, vols.V (1391-96), VI (1396-99)*.

2) 表題は、以下の通りである。 *Foedera, Conventiones, Literae, et cujuscunque generis Acta Publica, inter Regis Angliae, et alios quosvis Imperatores, Reges, Pontifices, Principes, vel Communitates, ab ineunte Saeclo Duodecimo, viz. ab anno 1101. ad nostra usque tempora*

2 『開封勅許状簿』の情報——予備的考察(2)

この節では、贈与・推薦・指名のそれぞれについて『開封勅許状簿』の記載状況を点検する。

[1] ① “Grant to Humphrey, duke of Buckingham of the patronage, advowson and collation of the deanery of the free chapel of Stafford, in the diocese of Coventry and Lichfield..... [1446]” — *Calendar of the Patent Rolls, Henry VI, vol. IV, p. 413.* ② “..... Sciatis, quod dedimus et concessimus charissimo consanguineo nostro Humfrido duci Buckinghamiae patronatum, advocacionem, et collationem decanatus liberae capellae nostrae de Stafford Coventr. et Lich. dioec.” — William Dugdale, *Monasticon Anglicanum*, 1830, VI, 1439.

まず①は英語訳『勅許状簿』の記載で、②はそのラテン語の原文であ

る。原文は、ダグデイルの『モナステイコン』に収録されていた。斜体字の文言に注目しよう。“dedimus et concessimus”という文言は、すでに序節のジョンの事例に見られた。筆者はこれを二語一対で“贈与する”と読んだ。英語訳『勅許状簿』では、これが“Grant”になっている。この勅許状では、スタファドの“自由礼拝所”の参事会長職に言及されている。この礼拝所は、ラテン語の原文に明記の通り“われらの自由礼拝所”つまり王立の自由礼拝所である。王立自由礼拝所の聖職禄については、あらためて第7節で検証する。

[2] ① “*Grant* in mortmain to the warden or dean and canons of the king’s free chapel within the castle of Wyndesore [Windsor] of a vacant plot within the castle called Wodehawe[1409]” — *Cal. Pat. Rolls, Henry IV*, IV, 90. ② “..... Sciatis, quod custos et canonici liberae capellae nostrae *concessimus* eisdem decano et canonicis quandam vacuum placeam infra castrum nostrum praedictum, vocatam Wodehawe” — *Monasticon*, VI, 1357.

[3] ① “*Grant* to the king’s clerk, Robert Lincoln, of the free chapel of St Leonard by Hastings [1392]” — *C.P.R., Richard II*, V, 161. ② “Rex dedit clerico suo Rob Lincoln, liberam Capellam Sancti Leonardi juxta Hasting” — *Monasticon*, VI, 1470.

これら2例からすれば必ずしも“dare et concedere”の2語を必要とせず、いずれか一方だけでもよい。要するに英語訳『勅許状簿』の“グラント”からは、原文の“ダーレ=エト=コンケーデレ”の二語一対かあるいはそのいずれか一方が推定される。

[4] ① “*Presentation* of John Outeby [Oudeby] to the prebend of Mumerfield in the king’s free chapel of Bruggenorth [Bridgnorth] in the diocese of Hereford, void by the free resignation of Ralph Ulf. [11 Dec. 1398]” — VI, 457. ② “*Grant* of John Oudeby to the prebend of Mumerfeld in the king’s free chapel of Bruggenorth, void by the free resignation of Ralph Ulf. [ditto]” — VI, 459. (この

引用以降、リチャード 2 世治世に限って *CPR.*, *Richard II* を省略。）

これはいささか特異な事例である。一方が“推薦”で、他方が“贈与”である。しかも同じ日に同一人物が同一の聖職禄に関してこの 2 通を受給した。“贈与”が可能ならば、あえて“推薦”の必要がなかろう。理由の検証は別稿に譲り、ここではとりあえずこのような事例の存在を指摘するだけに留める。

[5] “(1) *Presentation* of the king’s clerk John Lincoln to the prebend of Holyngton in the king’s free chapel of Hastynge [Hastings] in the diocese of Chichester (2) *Mandate* in pursuance to the dean and chapter of the said chapel. [1393]” — V, 328.

特異といえば、これにも類例が乏しい。第(2)項のような“指令”は、一般に贈与の勅許状に後続する。序節の勅許状②および③がそれである。しかしこの事例では、推薦の勅許状に追記されている¹⁾。

[6] ① “(1) *Nomination* of the king’s clerk John Frank, to W[illiam Courteney] archbishop of Canterbury, for presentation to the first vacant canonry or other dignity in the collegiate church of St Mary Otery [Ottery] in the diocese of Exeter, (2) in accordance with the power granted to the king by Pope Urban VI. [1385]” — III, 14. ② “*Nomination* of the king’s clerk John de Lincoln, to W. archbishop of Canterbury, for presentation to the first vacant canonry, prebend or other dignity in the colligate church of St Theth [Teath], co. Cornwall, in the diocese of Exeter. [1386]” — III, 200. ③ “The like (*Nomination*) of the king’s clerk John de Walesby to the second. [1386]” — III, loc.cit.

斜体字の文言に注目しよう。いずれも“指名”である。①でいえば、まず国王がジョンを“指名”する。次にカンタベリ大司教がその指名を受けて、ジョンをオタリ聖母マリア在俗参事会聖堂へ“推薦”することになっている。最後の“贈与”は、現地参事会の権限か。対象は“1 番目に空席の参事会員職”である(1)。しかも国王からの“指名”は、教皇ウルバーヌ

ス6世からの授権によるものであった(2)。次の②も基本的に“指名”の事例であるが、③では候補者の指名が“2番目に空席の参事会員職”にまで及んでいる。

なおこの3件もリチャード2世治世の事例であるが、すべてその治世の『勅許状簿』第3巻から検出されている。第3巻以前には、同様に“指名”の事例がほかにもある。しかし第4巻以降にはその事例がなく、本稿では“指名”が考察の対象にならない。何故か。本稿では、検証の範囲を第5巻・第6巻だけに限定したからである²⁾。

1) この勅許状は、ヘイスティングズ王立自由礼拝所への“推薦”の事例である。王立の自由礼拝所については、ほかに引用[4]にも“推薦”の事例がある。しかし全般としては“贈与”の事例が多い。詳細は別稿で検証する。

2) 本稿の対象は、国王直属身分の聖職者CRである。第4巻以降に“指名”の事例がないというのは、CRに関してそれがないということで、CR以外の聖職者や修道会聖職者に関しては若干の事例が検出される。ここでは所在の頁だけを示しておこう。VI, 284, 385, 402, 480.

3 司教座関係の聖職禄

この節以降では、クレリクス=レーギスの給養の実態を聖職禄の種類にそくして検証する。検証の範囲は上記の通り、リチャード2世治世の『開封勅許状簿』全6巻のうち第5巻・第6巻である。治世第15年目の1391年から廃位の1399年まで9年間はそれに相当する。次の世紀の初頭からは、財務府を中心として官僚の俗人化が始まる。あえてこの時期を選んだのは、CRの給養の実態を聖職者の絶対的優位の最終局面で見届けるためである。

作業は、関連情報の全数にわたる抽出から始めた。全数抽出であるから、無作為の抽出である。前節で引用の通り刊本『勅許状簿』は“贈与・

推薦・指名”の別を頭書しているので、検出それ自体は容易である。勅許状の抽出総件数は、重複分を調整して1,299件になった。第5巻・第6巻は合計1,330頁であるから、平均してほぼ1頁ごとに1件が分布している。第5巻・第6巻だけに限定したのは、本稿の紙面の制約からしてこれを限度と考えたからである。抽出情報の総件数として十分か否か、その点の評価は諸賢の判断に委ねざるをえない。

次の〔第1表〕の数字は、CRが受給した勅許状に関する役職別の件数である。同一人が別の機会に別の聖職禄を受給すれば、そのまま2件あるいは3件として計上される。受給者についてCR身分が確認されないものは、やはり勅許状の件数を（ ）内に示した。また“贈与”“推薦”の件数を内訳として併記した。

【第1表】 司教座関係の聖職禄

		勅許状の 件数	贈与の 件数	推薦の 件数
Dignities	要職の参事会員			
Dean	参事会長	1(1)	1(1)	
Precentor	聖歌隊主管	0(2)	0(2)	
Chancellor	文書主管	1(3)	1(3)	
Treasurer	財務主管	4(1)	4(1)	
Archdeacon	司教補佐	13(15)	12(14)	1(1)
Canon or Prebendary	一般の参事会員	54(17)	53(17)	1(0)
Provost of Wells	ウェルズ首席参事会員	1(0)	1(0)	
合 計		74(39)	72(38)	2(1)

司教座で“要職の参事会員”とは、参事会長・聖歌隊主管・文書主管・財務主管の各1名がそれである。ほかに司教座によって定員1名から8名の司教補佐も要職に該当する¹⁾。参事会長から財務主管までは、司教座聖堂の内部の管理面において司教の補佐集団つまり参事会を構成する。司教補佐は司教管区内に固有の司教補佐管区をもち、その管区の行政においていわば司教座聖堂の外で司教を補佐する。司教補佐に関して勅許状の受給

件数が多いのは何故か。リンカン司教管区で8名、ヨーク大司教管区で5名というように複数の定員をもつところが多いからであろう。一般参事会員については、リンカン58名・ヨーク36名・ロンドン30名というように定員の総枠がさらに大きい。なおウェルズ司教座は、ほかに“プロヴァスト”を置いている点で異例である。

[1] ① “*Grant to the king’s kinsman Henry de Beaufort of the deanery of Wells. [1397]*” — VI, 49. ② “*Grant to the king’s cousin Richard Holand of the archdeaconry of Leycestre [Leicester] in the cathedral church of Lincoln. [1392]*” — V, 119.

最初のヘンリはウェルズ司教座の参事会長職を、②のリチャードはリンカン司教管区のレスタ司教補佐職をそれぞれ国王から“贈与”された。この2名には、なるほど“キングズ=クラーク”と明記されていない。しかしヘンリは“国王の近親者”であり、リチャードは“国王の従弟（あるいは従兄）”である。彼らは、血縁関係それ自体によってCRと見なされる。従ってこの[第1表]では、CRの事例として計上した。

[2] ① “*Grant to John Boor, dean of the chapel in the king’s household, of the prebend of Masham in the metropolitan church of York. [1395]*” — V, 643. ② “*Grant to the king’s clerk John de Boor, dean of the king’s chapel within the household [1389]*” — IV, 166.

ジョンは“国王家中の礼拝堂の参事会長”であり、彼はその役職からしてCRである。現にジョンは勅許状②においてすでに同じ役職にあり、しかもそれにCR身分が明記されている。第4巻からの情報である。このように本稿では必要に応じて第5巻・第6巻以外の情報をも参照するが、集計の対象には加えない。

[3] ① “*Grant to Roger Walden, treasurer of the king, of the prebend of Knaresburgh in the cathedral church of York. [1397]*” — VI, 246. ② “*Grant to the king’s clerk Roger Walden of the archdeaconry of Winchester, in the king’s gift [1387]*” —

III, 343.

ロジャは著名な人物である。1395年に財務府長官に任命され、97年にはカンタベリ大司教に就任する。②の時点すなわち第3巻においてすでにCRであり、しかもウィンチェスタの司教補佐職を贈与されていた。

[4] ① “*Grant to Walter Lambard, clerk of the king’s brother the duke of Exeter [John de Holand], of the prebend of Wyghton [Weighton] in the cathedral church of York. [Nov. 1398]*” — VI, 279. ② “*Grant to the king’s clerk Walter Lambard of the warden-ship of the free chapel near Ware [co. Hertford]. [Oct. 1397]*” — VI, 207.

ウォールタは①で国王の異父兄ジョンの“クレーリクス”であるが、その前月の②においてはCRであった。要するに彼は王族の“クレーリクス”であり、しかもCRである。同様の事例は、必ずしも少なくない。本稿でCRとは、これらの事例のように勅許状文面にCRと明記されないものをも含みうる、間接にCR身分が確認されるもの、あるいは推定されるものがそれである。

[5] ① “*Presentation of Walter Brugge, parson of St Mary’s, Burwell, in the diocese of Norwich, to the archdeaconry of Meath [Ireland] [1395]*” — V, 607. ② “*Grant to Thomas Bache of the archdeacon of Meath [1385]*” — III, 36. ③ “*Grant to the king’s clerk Master Paul de Monte [Mounte] of the archdeaconry of Meath [1396]*” — VI, 45. ④ “*Presentation of Philip Lee to the archdeaconry of Salop [1398]*” — VI, 350. ⑤ “*Grant to the king’s clerk Walter de Brugge of the prebend [1392]*” — V, 207.

ミーズの司教補佐職は①で“推薦”の対象になっているが、それ以前の②でも以後の③でも“贈与”されている。司教補佐職が“推薦”の対象になるのは事例が僅少で、ほかに④が知られるに過ぎない。なお①のウォールタもまた、⑤においてCRである。

[6] ① “The like [*Presentation*] of Master Edmund Stafford to the canonry [and prebend] in Exeter cathedral, in the king’s gift by the voidance of the see. [1395]” — V, 555. ② “*Grant* to the king’s clerk John Excestre of the prebend lately held by Master Edmund de Stafford in the cathedral church of Exeter. [1395]” — V, 595. ③ “*Grant* to the king’s clerk Master Edmund Stafford, of the prebend [1388]” — III, 401. (keeper of the privy seal 1389-96; chancellor 1396-99; bishop of Exeter 1395-1419).

エドモンドは、①によってエクセタ司教座の参事会員職へ“推薦”された。しかし②では、ジョンが同じ参事会員職をエドモンドとの交換という形で“贈与”されている。いずれにせよ司教座関係の聖職禄では“推薦”の事例が少なく、大半は“贈与”されている。なおエドモンドも著名な人物である。末尾の（ ）内に付記の通り王印庁長官や大法官府長官を歴任し、聖職ではエクセタ司教になっている。しかも彼は、③の時点ですでにCRであった。

[第1表] の（ ）内の数字について、具体的な事例で説明しよう。

[7] ① “*Grant* to Thomas Everdon of the *deanery* of St Patrick’s, Dublin. [1396]” — V, 716. ② “*Ratification* of estate of Thomas Everdon as *dean* of St Patrick’s[1391]” — IV, 447.

このトマスは②の時点で、すなわちリチャード2世治世の『勅許状簿』第4巻においてすでにダブリン大司教座の参事会長であった。しかし彼については①の取得の時点までにCRの身分が確認されず、CR身分に関しては“未確認者”として扱わざるをえない。

[8] ① “*Grant*, for life, to John Elvet of the *archdeaconry* of Leicester. [1392]” — V, 65. ② “*Grant* to John Elvet of the *prebend* called ‘le North Provendre’ of Grantham *alias* Graham [Grantham Borealis] in the cathedral church of Salisbury. [1397]” — VI, 68. ③ “*Grant* to the king’s clerk John de Elnet [Elvet] of the *prebend* of Haydor with Walton in the cathedral church of Lincoln. [1399]” —

C.P.R., Henry IV, I, 9. Cf. also Ibid., pp. 54, 311, 401.

ジョンについてはCR身分が③によって、すなわちヘンリ4世治世になってはじめて確認される。従ってそれ以前の勅許状①および②に関しては、CR身分に関してやはり“未確認者”として扱わざるをえない。

〔第1表〕の（ ）内の数字は、このトマスやジョンのような“未確認者”への勅許状の件数である。参事会長についていえば、引用〔1〕のヘンリはCR身分の“既確認者”である。彼宛の勅許状がまず1件として計上された。（ ）内の1件は“未確認者”トマス宛の勅許状である。また引用〔8〕のジョンは①と②との双方に関して、すなわち“司教補佐”と“一般の参事会員”との双方に関して（ ）内に計上された。

では〔第1表〕から何が見えるか。“一般の参事会員”では、CRへの勅許状の件数が“未確認者”関係のほぼ3倍になっている。CRであることは、司教座での参事会員職の取得に有利であったといえないか。

1) 司教補佐には、在俗聖職者が充てられる。従ってカンタベリ・カーライル・ダラム・イーリ・ノリヂ・ロチェスタ・ウィンチェスタ・ウスタの司教座では参事会が修道会聖職者で構成されるので、補佐は司教座所属であるが、参事会には所属しない。なお司教補佐職の詳細に関しては、拙稿「イングランドの司教補佐——1300年から1541年まで（上・中・下）」北海道大学『文学部紀要』通巻68・69・70（1990/91）。

4 在俗参事会聖堂関係の聖職禄

国王はクレリックス=レーギスの給養のために、在俗参事会聖堂¹⁾の聖職禄をも利用した。在俗参事会聖堂では、その参事会が機構において司教座参事会のいわば縮小模型である。また在俗参事会聖堂には国王直属のものもあり、それらについては別に第7節で“王立自由礼拝所”として検証する。

【第2表】 在俗参事会聖堂関係の聖職禄

		勅許状の 件数	贈与の 件数	推薦の 件数
Dignities	要職の参事会員			
Dean/Provost/Warden	参事会長	5(2)	3(1)	2(1)
Precentor etc.	聖歌隊主管	0(0)		
Chancellor	文書主管	0(1)	0(1)	
Treasurer	財務主管	0(0)		
Canon or Prebendary	一般の参事会員	21(17)	20(17)	1(0)
	合 計	26(19)	23(18)	3(1)
Conventual Church	女子修道院付属聖堂	7(3)	6(2)	1(1)

[1] ① “*Appointment* of the king’s clerk John Innocent as *master* or *warden* [magister or custos] of the college [collegium: ecclesia collegiata] of St Laurence Pounteney, London. [1397]” — VI, 251.
 ② “*Presentation* of Master Richard Maudeleyn to [the mastership or wardenship of] the *free chapel* or college of St Laurence Pounteney, London. [1399]” — VI, 528. (as king’s clerk — VI, 495).

参事会長の呼称には、デカーヌス・プラエポシトゥス・クーストースのほか“マギステル”もある。①はそのマギステルの“任命”の勅許状である。これは“任命”と頭書している点で異例であるが、その“任命”とは②から知られるように“推薦”であろう。さらに②では同じ聖堂が“自由礼拝所”とも呼ばれている。参事会聖堂がそのように呼ばれるのは、事例において少なくない。参事会聖堂とは機構に関する名称であり、自由礼拝所の“自由”とは管区司教の支配権からの“自由”である。いいかえるといずれかの司教の管区内にありながら、その裁治権からは“免属”の特権をもっている。

[2] ① “*Presentation* of William de Waltham to the prebend Altaris Sancti Martini in the collegiate church of St John, Beverley [co. York], in the king’s gift [1398]” — VI, 324. (as king’s clerk

— VI, 320). ② “*Presentation of George Louthorp to the prebend in the conventual church of Shaftesbury [co. Dorset], in the king’s gift [1394]*” — V, 515. (as king’s clerk — V, 349).

これら2件は、いずれも参事会員職への“推薦”の事例である。①は在俗参事会聖堂への“推薦”であり、②では“コンウェントゥアーリス”な聖堂へ推薦された。本稿では第1節の引用[5]で、すでに“サンクティモニアリス”な聖堂なるものに言及していた。この“コンウェントゥアーリス”も同じ意味で、やはり女子修道院付属の聖堂である。その付属聖堂には、男子聖職者の在俗参事会が設置されている。女子修道院を管理や運営の面において補佐する機関であろうか。国王はCRの給養のために、そのような付属聖堂の聖職禄をも利用していた。利用の事例は[第2表]に記載の通り7件で、そのうちの6件が“贈与”であった。

[3] ① “*Presentation of the king’s clerk Nicholas Bubbewyth [Bubwith] to the prebend of Heggess alias Heyes [Hayes] in the diocese of Exeter. [1396]*” — V, 714. ② “*Presentation of John Sergeaux, prebendary of the prebend or portio [portio] in the parish church of St Endeliente [Endellion] in the diocese of Exeter [1395]*” — V, 639.

プラエベンダとは、一般に司教座聖堂か在俗参事会聖堂に特有のものと考えられる。しかし①の“ヘイズのプラエベンダ”については、その実態が判然としない。②のジョンにはCR身分を確認しえないが、彼は聖エンデリアン聖堂区聖堂の“プラエベンダあるいはポルティオー”を占有している。これは聖堂区司祭職の年収が複数の聖職者に各自の“分け前”として分割されていることを意味し、ヘイズのプラエベンダにも同様の可能性がある。従って①は、安全のために[第2表]に計上されていない。

では[第2表]から“未確認者”との比較において何が見えるか。“一般の参事会員”については、数字の上で[第1表]ほどの差異がない。しかし勅許状の検出件数を比較すれば“既確認者”の関係分が374件で、残りの925件は“未確認者”のものである。分母の差異を考慮すれば、参事

会員職の取得に当たって CR であることの有利が明白であろう。

1) 参考までに非王立の在俗参事会聖堂のうちで、本稿関係分を列挙しておこう。[Collegiate Churches]: Abergwili, Dyfed (St Maurice); Beverley, Humberside (St John); Crantock or St Karentoc near Padstow, Cornwall (St Carotocus); Chulmleigh, Devon; Crediton or Kirton, Devon (Holy Cross); Glasney or Penryn, Cornwall (SS Mary and Thomas the Martyr); London, St Laurence Pounteney (Holy Jesus and Corpus Christi); Ripon, N. York (St Wilfrid); Shrewsbury, Salop (St Chad); South Malling near Lewes, E. Sussex (St Mary); Southwell, Notts (St Mary); Warwick, Warwick (St Mary); Westbury on Severn, Gloucs, (Holy Trinity). [Sanctimonial or Conventual Churches]: Shaftesbury, Dorset; Wherwell, Hants; Wilton by Salisbury, Wilts.

2) (A) “*Grant* to Roger Weston, clerk, of the *office of sacrist* of the free chapel [or colligate church] of St Mary and the Holy Angels, York [1397]” — VI, 83. (B) “*Presentation* of Thomas Wyse, chaplain, to the *office of deacon* in the conventual church of nuns, Shaftesbury..... [1394]” — V, 504. (A)は“聖具室係”であり、(B)は女子修道院の“助祭職”である。これらも便宜的に一般の参事会員に含めた。いずれも“未確認者”であり、従って()内の件数に含まれている。

5 自由礼拝所・施療院関係の聖職禄

この節の“自由礼拝所”については、刊本『開封勅許状簿』から“王立”の確証がえられない。では逆にすべてが“非王立”であるか。それも不明である。また一方の施療院については、文面に“王立”か否かを明記しないのがむしろ通例である。従って施療院の多数が“王立”の可能性もあろう。本節の対象は“‘王立’の確証がない施設”としかいいようがない。確実に“王立”の礼拝所は、第7節で扱われる。

【第3表】 自由礼拝所・施療院関係の聖職禄

		勅許状の 件数	贈与の 件数	推薦の 件数
Warden	管理者職			
Free Chapel	自由礼拝所	20(13)	18(9)	2(4)
Hospital	施療院	31(36)	26(32)	5(4)
合 計		51(49)	44(41)	7(8)

[1] ① “*Grant*, for life, to the king’s clerk Ralph Repynton of the wardenship of the *free chapel* of St Leonard by Gresford in the diocese of St Asaph [Wales]. [1 Oct. 1397]” — VI, 197. ② “*Presentation*, of Raplph Repynton to the *chapel* of St Leonard near Gresford in the diocese of St Asaph. [18 Oct. 1397]” — VI, 217.

同一人物に対して、また同じ礼拝所に関して“贈与”と“推薦”との2通の勅許状が発給されている。第2節の引用[4]でも、同様に勅許状の重複が見られた。なお②では、単に“カペラ”とだけ書かれている。

[2] ① “*Grant* to the king’s clerk Robert Brayton of the wardenship of the *free chapel* of St Nicholas, Oswaldestre, within the *castle* of Oswaldestre [Oswestry, co. Salop] [1397]” — VI, 210. ② “*Grant* to the king’s clerk Thomas Staundon of the wardenship of the *free chapel* of St Michael in the *forest* of Glyncothi in the diocese of St Davids [Wales]. [1394]” — V, 393.

オズウェストリの“城”には、王城の可能性がないか。グリーンコスイの“森”とは、国王所有の禁猟林でないか。文脈からはそのようにも推定され、推定の通りであればこれらの礼拝所は王立自由礼拝所になる。しかし確証がないので、これらを[第3表]に計上した。

[3] ① “*Grant* to the king’s clerk John Pygot the younger of the wardenship of the *hospital* of the Holy Trinity, called ‘Seint Dewes,’ near Kyngesthorp [Kingsthorp co. Northants]. [7 Oct. 1395]” — V,

621. ② “*Presentation* of the king’s clerk John Pygot the younger to the *hospital* of the Holy Trinity, called ‘Seint Dewes,’ by Kyngesthorp in the king’s gift by reason of the temporalities of the alien priory of St Andrew’s, Northampton, being in his hand on account of the war with France. [7 Oct. 1395]” — V, 625.

施療院の関係では、まずこの事例に注目しよう。引用 [1] のばあいと同様に、やはり“贈与”と“推薦”との2通の勅許状が同日に発給されている。何故か。問題の聖職禄が“贈与権”の対象であるか、あるいは“推薦権”の対象か。その点に懸念が残るばあいの安全策でもあろうか。

[4] ① “*Grant*, for life, to the king’s clerk Ralph de Repyndon of the wardenship of the *hospital* of St Bartholomew, Rye [co. Sussex] [1392] — V, 182. ② “*Presentation* to R. bishop of Chichester, for admission to and institution as warden of the *hospital* of St Bartholomew, Rye, of Thomas Brigg [Brigg], clerk [1397]” — VI, 188. (as king’s clerk — V, 68).

時間に隔たりはあるが、同じ施療院が①で“贈与”され、②では“推薦”の対象になっている。サセクス所管の司教つまりチチスタ司教宛の推薦状である。では①の“贈与”が何を意味するか。詳細は不明である。

[5] ① “..... *house* or *hospital* of the Holy Trinity, called ‘Seint Dewes,’ in Kyngesthorp [1393]” — V, 265. ② “*chapel* or *hospital* of St Cross, Colchester [co. Essex] [1395]” — V, 557. ③ “*hospital* or *free chapel* in Shirburn [Sherburn co. Durham]. [1395]” — V, 621. ④ “*hospital* called ‘la Spittel *chapell*’ of Wyndesore [Windsor]. [1396]” — VI, 4. ⑤ “*free chapel* or *hospital* of St Leonard, Derby [Derby]. [1397]” — VI, 219.

施療院に関する多様な呼称を例示した。①は引用 [3] の施療院そのもので、ここでは“家”とも呼ばれている。

[6] “*Grant* to the king’s clerks, Peter de Barton and Joh Gauwyn, of the custody of the *hospital* of St John by Wilton, co. Wilts ”

until a plea is determined between Geoffrey Gilot, chaplain and John May, clerk [1392]” — V, 54.

この施療院は、2名に“贈与”されている。後半に記載の通りその施療院に関して訴訟があり、結審までの暫定贈与である。暫定的な共同管理の委託であろうか。

[7] ① “*Presentation* to Laurence de Allerthorpe, dean of the king’s free chapel of Stafford, of Henry Drayton, parson for admission to the *chapel* of Ingestre [co. Staffs], in the dean’s jurisdiction and in the king’s gift [Aug. 1398]” — VI, 410. (as free chapel — VI, 409). ② “Grant to the king’s clerk Henry Drayton of the wardenship of the hospital of St John, Bristol. [Nov. 1398]” — VI, 452.

国王は、ヘンリをインゲストリ自由礼拝所の所長職へ“推薦”した。勅許状①の宛名は、スタファド王立自由礼拝所の参事会長ローレンスである。インゲストリの礼拝所は、同参事会長の裁治権のもとにあった。なおヘンリの身分は①の8月の時点で“未確認者”であるが、②の10月にはすでにCRである。8月の時点でCRの可能性もあるが、①は安全のために“未確認者”のものとして扱った。

これらの施療院は、上記の通り少なからず“王立”の施設を含む可能性がある。しかし本節では自由礼拝所とともに施療院もまた聖職禄にほかならず、従ってCRの給養財源でありえたことを確認しておきたい。

[第3表]でもCR身分の“未確認者”と比較して、勅許状の件数に顕著な差異がない。しかしそのことは前節の末尾で指摘の通り、CRの相対的有利を示している。分子に比較して、分母の差異が2倍半に及ぶからである。自由礼拝所や施療院に関して“贈与”が多いのは、それらの中で王立の直轄施設が多いということか。

6 聖堂区関係の聖職禄

クレーリクス=レーギスの給養財源としては、聖堂区関係の聖職禄も大規模に利用されている。

【第4表】 聖堂区関係の聖職禄

		勅許状の 件数	贈与の 件数	推薦の 件数
Parish Church	聖堂区聖堂			
Parsonage or Rectory	司祭職	106(546)	0	106(546)
Vicarage	司祭の代行者職	3(222)	0	3(222)
Chapel or Chantry	小礼拝堂の司祭職	3(32)	2(4)	1(28)
合 計		112(800)	2(4)	110(796)
Portion or Mediety	司祭職収益の分割受給	2(16)	0	2(16)

[1] ① “*Presentation of the king’s clerk Thomas Wigetoft to the parish church of Halywell [Holywell] in the diocese of Lincon. [1392]*” — V, 42. ② “*Revocation of the presentation of Thomas Wigetoft to the church of Halywell [1392]*” — V, 188.

トマスは、ホリウエルの“聖堂区聖堂”へ“推薦”された。②はその推薦の“撤回”の勅許状であり、同じ聖堂が単に“聖堂”とだけ書かれている。しかし刊本『開封勅許状簿』では、この種の簡略な記載がむしろ大半である。

[2] ① “*Presentation of John Hertilpole, king’s clerk, to the church of Weston in the diocese of York [1392]*” — V, 14. ② “*Ratification of the estate of the king’s clerk, John de Hertilpole as parson of Weston [1392]*” — V, 17.

ジョンは、ウェストンの“聖堂”へ推薦された。②はその“追認”の勅許状であり、彼はウェストンの“ペルソーナ”として追認されている。要

するに聖堂区の司祭である。この文脈で“聖堂”への推薦とは、聖堂区司祭職への推薦にほかならない。同種の推薦は〔第4表〕に記載の通りCRだけで100件を超え、しかも“贈与”は皆無であった。聖堂区の司祭職や代行者職に対しては、国王の“贈与”権が及びえないということか。

[3] ① “..... the king's clerk John de Wendelyngburgh as *rector* of Hatfield Episcopi in the diocese of Lincoln [1395]” — V, 576. / “..... John de Wendelyngburgh *parson* of that church [Hatfield Episcopi] [1392]” — V, 557. ② “..... Thomas Banastre of Eltisle a *rector* of Donyngton [Dinton] in the diocese of Salisbury [1391]” — V, 621. / “..... Thomas Banastre of Eltesle as *parson* of Donyngton [1391]” — V, 15.

“レークトル（支配者）”と“ペルソーナ（代表者）”との互換性を示すものとして例示した。両者いずれも聖堂区の司祭であることに変わりがない。刊本『勅許状簿』では、大半が“パーソン”と書かれている。

[4] ① “*Presentation* of William Mirfeld to the *vicarage* of Ledes [Leeds] in the diocese of York. [1392]” — V, 195. ② “*Presentation* of William Mirfeld, king's clerk, to the *vicarage* of Ledes [1391]” — IV, 366. ③ “*Presentation* of the king's clerk William Hert to the *vicarage* of Wynkaulton [Wincanton] in the diocese of Bath and Wells. [1393]” — V, 316. ④ “*Presentation* of the king's clerk, Richard Bolton, to the *vicarage* of Whaddon in the diocese of Lincoln. [1398]” — VI, 315.

聖堂区の“ウィカーリウス”すなわち司祭職代行者に関する勅許状である。最初のウィリアムは②の時点において、すなわち『勅許状簿』第4巻においてすでにCRであった。その情報を別とすれば、①と②とは内容において同文である。何らかの事情で、勅許状が再発給されている。代行者職への“推薦”は全体で200件を超えているが、CRに関しては①および③④の僅か3件だけに過ぎない。代行者職などは、CRになじまないということか。

[5] ① “*Grant*, for life, to the king’s clerk, Alan Leverton, of the *chapel* of St Peter, Sechesford [Sedgeford], co. Norfolk. [1392]” — V, 72. ② “*Grant*, for life, to the king’s clerk, William Southey, of the *chapel* called ‘le Charnels service’ in the church of St Mary, Kerdif [Cardiff], in Wales [1392]” — V, 129. ③ “*Presentation* of John Frank, king’s clerk, to the *chapel* or *house* of St John Baptist, Hungerford, and the *chapel* of Staunden by Hungerford in the diocese of Salisbury. [1399]” — VI, 570.

この3件において“カペラ”とは何か。いずれも何らかの“小礼拝堂”であろうが、刊本『勅許状簿』からはその実態が見えてこない²⁾。ともあれ[第4表]で“小礼拝堂の司祭職”とは、この3件である。

[6] ① “*Presentation* of the king’s clerk John Wyche to the *portion* in the church of Eston in the diocese of St Asaph [Wales] [1397]” — VI, 226. ② “*Presentation* of Thomas Terry, king’s clerk, to a *mediety* of the church of Gamelyngey [Gamlingay], in the diocese of Ely. [1398]” — VI, 331.

斜体字の“ポルティオー”については、すでに第4節の引用[3]でも言及されている。①ではエストン聖堂区の単一の司祭職に複数の司祭が並立し、司祭職の年収を分割して“分け前”を取得する。トマスはその並立司祭のうちの1名として“推薦”された。同様に②の“メディエタース”とは、2名並立の均等分割であろうか。それぞれの年収は零細になろうが、その零細な聖職禄もまたCRの給養財源になった。しかし事例は、僅かこの2件に過ぎない。

CR身分の“未確認者”との相違は、聖堂区関係すなわち[第4表]にいたってさらに明白になった。相違の第1点は、勅許状の受給件数における極端なまでの相違である。“未確認者”の大半は聖堂区関係へ偏在しており、しかも“推薦”対象職に集中した。第2点としては、司祭代行者職や小礼拝堂司祭職など年収額の零細な聖職禄が“未確認者”の側に極端に偏在している¹⁾。逆にいえば、CRの取得聖職禄は比較的高額である。

1) “Presentation of Walter Walle, chaplain to the *vicarage* of the *prebend* of Lire in that cathedral church [of Hereford] by reason of the temporalities of the alien abbot of Lire being in his hand on account of the war with France. [1393]” — V, 321. Cf. also pp.46, 312, 324; VI, 463. これは“未確認者”の事例である。この“ウィカーリウス”は聖堂区司祭の代行者ではなくて、司教座における参事会員の代行者である。このプラエベンドは、戦争による接収資産で臨時に設定されたものであろう。聖堂区とは無関係なので[第4表]に含めていない。ほかに“未確認者”の“ウィカーリウス”に関して“指名”が2件あり、便宜的に“推薦”に含めておいた。VI, 248, 402.

2) “カペラ”は、独立の聖堂から聖堂内の小房まで多義的である。また聖堂区の本聖堂に対して、支聖堂をそのように呼ぶこともある。“カペラ”の多義性は、自由礼拝所の多義性にもつながる。

7 王立自由礼拝所関係の聖職禄

第2節の引用 [1] および [2] に “libera capella nostra [regis]” という文言があった。英語訳の刊本では、これが “king’s free chapel” となっている。ここで“自由”とは、第4節で説明の通り現地司教の裁治権から“免属”されていることを意味する。この種の礼拝所では、現地司教に代わって国王自身が裁治権をもつ。王立自由礼拝所なるものの実態については、すでに拙稿で詳述した¹⁾。

【第5表】 王立自由礼拝所関係の聖職祿

		勅許状の 件数	贈与の 件数	推薦の 件数
Dignities	要職の参事会員			
Dean/Provost/Warden	参事会長	23	20	3
Precentor etc.	聖歌隊主管その他	0		
Canon or Prebendary	一般の参事会員	50	24	26
合 計		73	44	29

王立自由礼拝所のうちで主要なものは、機構において在俗参事会聖堂である。その参事会は司教座参事会の縮小模型ともいうべく、そこには要職参事会員と一般参事会員との区分が想定される。しかし聖歌隊主管やその他の主管に関しては、本稿対象の9年間に於いて勅許状発給の事例が検出されない。何故か。詳細は別稿に譲り、ここでは次の事実を指摘するだけに留める。王立自由礼拝所には、構成において参事会聖堂であるものが少なくない。しかしその参事会は司教座参事会のまさに縮小模型であり、職制が単純で主管職の職制を欠いているということがそれである。

[1] ① “*Grant to the king’s clerk Nicholas Slake of the deanery of St Berian [Buryan] in the diocese of Exeter. [1394]*” — V, 529. (as king’s free chapel — V, 522). ② “*Grant to the king’s clerk Richard Clifford of the provostship or deanery of the king’s free chapel of Kaerkyby [Castrokyby, Holyhead co. Anglesey] in the diocese of Bangor [Wales] [1395]*” — V, 482. ③ “*Grant to the king’s clerk Robert Savage of the wardenship of the king’s free chapel of Shrewardyn [Shrawardine], co. Salop [1399]*” — VI, 515.

参事会長は、それぞれ “デカーヌス・プラエポシトゥス・クーストース” と呼ばれている。

[2] ① “*Grant to Laurence Allerthorp, parson of the deanery of the king’s free chapel of Wollerhampton [Wolverhampton] in the*

diocese of Coventry and Lichfield [1394]” — V, 373. (as king’s clerk — V, 428). ② “*Grant* for life, to Thomas Walssh [Walsh], clerk, of the *wardenship* of the king’s free chapel of St Hernin in the diocese of St Davids [Wales] [1394]” — V, 373. ③ “*Grant* to John Repynton of the *deanery* of St Mary’s, Shrewsbury. [1397]” — VI, 251. (as king’s free chapel — I, 613). ④ “*Presentation* of William Wyndesore, prebendary to the *deanery* of the king’s free chapel of Hastings [1394]” — V, 517. ⑤ “*Presentation* of Master John Syggeston, parson to the *deanery* of the king’s free chapel of Stafford [1397]” — VI, 88.

最初のローレンスは、() 内に付記の通り別の勅許状の記載からして CR であった。ほかの 4 名には、その種の情報が無い。しかしその 4 名についても、すべて CR の身分が推定される。何故か。いずれも参事会長職を取得したからである。王立の施設での参事会長職の取得は、それ自体が CR の身分を推定させる。なお 3 件は“贈与”であり、2 件は“推薦”であった。“王立”で何故“推薦”か。その点の詳細については、別稿に譲りたい。

[3] “*Grant* to the *king’s clerk* William Diones of the *prebend* in the *king’s free chapel* of Wymbornemynster [Wimbourne Minster co. Dorset]. [1399]” — VI, 542.

ウィリアムは、王立自由礼拝所でプラエベンダを贈与された。しかもこの勅許状では、CR 身分が文面に明記されている。このような直接明記の事例は、一般の参事会員 50 件中で半数の 25 件に及ぶ。

[4] ① “*Presentation* of Alexander Herle to the *prebend* of Wygynton [Wigynton] in the collegiate church of Tamworth in the diocese of Coventry and Lichfield [1395]” — V, 555. (as king’s collegiate free chapel — V, 613). ② “*Presentation* of the said Alexander [Herle, prebendary of the prebend called ‘North’ in the king’s free chapel of St Martin-le-Grand, London], to the said

prebend of Stone [in the king's free chapel of St Leonard, Hastings] [1396]" — VI, 28. ③ "..... Alexander Herle as prebendary of the residential *prebend* 'la North' in the [king's] free chapel of St Martin-le-Grand, London. [1393]" — V, 242.

勅許状①および②には、CR 身分の記載がない。しかし彼は、③の時点ですでに王立自由礼拝所の参事会員であった。ロンドン聖マルティヌス大聖堂の常勤の参事会員である。①はその2年後の勅許状で、彼はタムワス王立自由礼拝所でまたしても参事会員職を取得した。さらに翌年には②によって、ヘイスティングズ王立自由礼拝所²⁾の参事会員職へ推薦されている。③の時点ですでに CR であったかと推定される。何故か。王立の施設で参事会員職への推薦とは、それ自体が CR 身分を推定させるからである。アレグザンダの事例のように事前に CR 身分を推定させるものは、50 件中 13 件である。

[5] ① "Presentation of Simon Hoke to the *prebend* of Marlepas in the collegiate church of Hastynge [2 Sept. 1398]" — VI, 408. ② "Mandatae to the dean and college of the king's free chapel of Hastynge to admit and induct the *king's clerk* Simon Hoke into the *prebend* of Marlepas in that chapel. [10 Oct. 1398]" — VI, 420.

この事例では、10 月に CR 身分が確認される。9 月に CR でなかったとは考えがたい。このように事後に確認されるものは、ほかにも 2 件あって合計 3 件である。

[6] "Presentation of John Doneys to the *prebend* of Stone in the collegiate church of Hastynge [1399]" — VI, 484.

この人物については事前にも事後にも CR 身分が確認されず、このような事例は 50 件中 9 件を数えた。しかし上記の通りまず半数の 25 件で CR 身分が同じ勅許状に明記され、また 13 件では事前にあるいは間接にそれが推定された。さらに 3 件については、事後に確認されている。その点からすれば、最後の 9 件にも CR 身分が推定されよう。重ねていえば王立の施設での聖職禄取得は、そのこと自体が CR 身分を推定させる。

[7] ① “Grant, for life, to the king’s clerk Ralph Repynton of the wardenship of the free chapel of St Michael within the [king’s] *castle* of Shrewsbury in the diocese of Lichfield. [1394]” — V, 468. ② “Grant to the king’s clerk, William Lane, of the free chapel within the king’s *castle* of Southampton. [1392]” — V, 46. ③ “Grant to William Lyndewode of the chapel of St Mary in the king’s *castle* of Scardeburgh [Scarborough co. York]. [1399]” — VI, 463. ④ “Grant to Robert Midforde of the free chapel of the king’s *castle* of Lexlep *alias* ‘le Sante’ in the diocese of Dublin [Ireland]. [1397]” — VI, 90.

これら4件は、いずれも“王城内の自由礼拝所”の事例である。やはり王立の自由礼拝所にほかならない。①では“warden: custos”職が贈与されており、②以下では礼拝所それ自体の贈与と書かれている。その意味も“クーストース”職の贈与であることに変わりがない。この種のクーストースは、カペラの司祭つまり“カペラーヌス”と呼ばれることもある。[第5表]では、この4件を便宜的に“参事会長”の件数に含めておいた。しかしそれは、まさに便法に過ぎない。王城内の礼拝所は概して小規模で、すべてが参事会を構成するとは限らない。

[8] “Grant to John Godmaston, clerk of the works within the palace of Westminster, of the *first vacant prebend* in the college of St Stephen within the palace. [1399]” — VI, 514. (as king’s clerk — VI, 67).

ジョンは、ウェストミンスター宮殿の“造営工事担当のクレークス”である。彼は付記の通り、すでにCRである。同宮殿の聖ステファーン参事会聖堂とは王立自由礼拝所であり、国王はジョンのために“1番目に空席のプラエベンダ”を予約した。同様の文言は、第2節の引用[6]にも見受けられた。

この節では王立自由礼拝所での聖職禄占有の事例に注目し、その事実からの逆推をも含めて占有者全員をCRと考えた。

1) 「12世紀中葉におけるロンドン聖マルティヌス大教会——R.H.C. デイヴィス論文の試訳と解説」『東海大学札幌教養部彙報』7 (1987)。「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政(上・中・下)」北海道大学『文学部紀要』通巻62・63・64 (1988)。「中世イギリスの『王立自由礼拝所』——J.H. デントンの所説に関する覚書(上・下)」『文学部紀要』65・66 (1988/89)。「〈再説〉ロンドン聖マルティヌス大聖堂——J.H. デントンの所説に関する覚書」。なおロンドン聖マルティヌス大聖堂とは、王立自由礼拝所の筆頭格である。

2) 勅許状②では、ヘイスティングズの礼拝所に関して混同がある。次の勅許状を参照されたい。(A) “Grant to the king’s clerk, Robert Lincoln, of the free chapel of St Leonard by Hastings. [1392]” — V, 161. (B) “..... ecclesiae S. Mariae de Hastings, quae est libera capella nostra [1293/94]” — *Monasticon*, vi, 1470. この自由礼拝所は(B)の通り“聖母マリア聖堂”であり、刊本ではこれが(A)の“聖レオナルドゥス自由礼拝所”と混同されている。記録原本での誤記か、刊本編者の誤記か。

8 年俸の暫定支給——年俸聖職禄

聖職者の給養に“年俸”も利用されることは、すでに別稿で指摘の通りである¹⁾。

[1] “(1) Grant, (2) until promoted to a benefice or benefices of the value of 100*l.* a year, (3) to the king’s clerk and leech (*physicum*) Master John de Middleton [Middleton] (4) of 40*l.* a year at the Exchequer. [1399]” — V, 584.

ジョンは、クレーリクス=レーギスでしかも侍医である(3)。国王は、彼に年額40ポンドを財務府で“贈与”する(1)(4)。文面には“年収100ポンド相当の単数あるいは複数の聖職禄への昇進まで”と書かれている(2)。いかえると適当な聖職禄が空席になるまでということ、暫定支給あるい

は代替支給にほかならない。年俸は、なるほど“神への奉仕”を義務づけない。従って聖職禄それ自体ではない。しかし国王からの恩恵という点では、聖職禄の贈与と共通の効果をもつ。なおこの事例では、年収額が100ポンドになるように聖職禄複数の兼任も許容されている。複数兼任については、終節であらためて触れる。

[2] ① “Grant because he is one of the masters of Chancery, to Hugh de Gaudeby of 20*l.* from the issues of the petty custom in the port of London, until he is provided with a church benefice to the value of 40*l.* [1394].” — V, 378. ② “Grant, *until promoted or further order*, to the king’s clerk John de Gerlethorpe of 10*l.* a year at the Exchequer [1398]” — VI, 378. ③ “Grant, for life or until further order, for good service for twenty years in Chancery to the king’s clerk John de Scardeburgh of 10*l.* a year from the farms and issues of the city of London [1398]” — VI, 427. ④ “Grant to John Candelesby, clerk, of 100*s.* a year at the Exchequer, for life or until promoted to a benefice of the yearly value of 40*l.* [1392]” — V, 209. (as king’s clerk — V, 481). ⑤ “Grant, for life or until further order, to John Lyndewode, clerk, of 10*l.* a year at the Exchequer of Kaernervan [Caernarvon]. [1398]” — VI, 401. ⑥ “Grant, for life or until further order, to William Caton, chaplain, of 20 marks a year at the Exchequer. [1399]” — VI, 513.

最初のヒューは大法官府に勤務しており、20ポンドの暫定支給を受けた。充当財源は、ロンドン港での関税収入である。②は“昇進まで、あるいは別に命令があるまで”の暫定贈与であった。③のジョンも大法官府の勤務者であり、財源はロンドン市からの賃貸料収入である。“終身の、あるいは別に命令があるまで”の贈与であった。最後の⑤の事例では、支給場所がウェイルズのカーナーヴァン財務府になっている。

年俸聖職禄に関する情報は、リチャード2世治世の『開封勅許状簿』第

5巻・第6巻で合計28件にのぼる。支給金額は、100 シリングつまり7.5 マークから100 マークにまで及ぶ。財源は上記①②のような事例を別として、大半が財務府それ自体の財源である。④および⑤の2名のジョンは単に“クレリックス”と書かれており、⑥のウィリアムには“カペラーヌス”というだけでCR身分が確認されない。しかし28件中の25件がCRへの贈与であることからして、この3名もCRであろう。あるいは国王から年俸を受給することで、CR身分に編入されたといえないか。④のジョンに関しては、事後にCR身分が確認される。

なお年俸聖職禄の勅許状28件は、すべてが“贈与”であって“推薦”や“指名”の事例がない。財務府の財源はもとより、関税収入・賃貸料収入も国王にとって自主財源である。従って第三者への“推薦”や“指名”が不必要であったということか。

1) 「〈史料所見〉修道会聖職者の在俗聖職禄占有——1198年から1471年まで」北海道大学『文学部紀要』通巻82(1994), 第8節。また法制史学会第43回研究大会(1995年10月8日, 立命館大学)での発表「中世後期イギリスにおける聖職禄——修道会聖職者の在俗聖職禄占有ほか」でもその概要を述べている。情報源は『教皇令状簿』(*Calendar of Papal Letters*, vols. 10-12.)であったが、本稿では『開封勅許状簿』によった。

《おわりに》

第3節で指摘の通り、本稿の検証範囲はリチャード2世治世の『開封勅許状簿』第5巻・第6巻である。最初に“贈与・推薦・指名”の関連情報を抽出した。無作為のしかも全数の抽出で、その全数とは重複分を調整して1,299件になった。要するに[第1表]から[第5表]までの“合計”と、第8節の28件とがそれである。

次に“贈与・推薦・指名”の別を問わず聖職禄の取得者全員を対象として、身分に関する情報を抽出した。問題はクレリックス=レーギスの身分が確認されるか否かであり、それに応じて“既確認者”を“未確認者”から区別した。“既確認者”には、少数ながら状況証拠からの推定や結果からの逆推をも含めた。なお勅許状の件数は“既確認者”の関係分が374件で、残りの925件は“未確認者”の側に属する。いいかえるとCRの関係分は、全体の30%に及ばない。

各節での検証結果は、それぞれ〔第1表〕から〔第5表〕まで勅許状の延べ件数で集約された。この終節ではそれらの反復・集約を避けて、別な所見を補足するだけに留める。〔参考1〕に注目されたい。

【参考1】 複数の聖職禄を取得したものの比較

取得件数	2	3	4	5	6	7	……	14件	勅許状の総件数
既確認者	42	14	11	4	2	1	……	1名	374件
未確認者	73	14	1名（合計88名、178件）						925件

まず“未確認者”についていえば、聖職禄複数の取得者が合計88名に留まり、その取得件数は合計178件に過ぎない。逆にいえば残りの747件が747名に分散し、大半が1件だけの取得者である。

【参考2】 Nicholas Bury：“未確認者”で聖職禄4件の取得者

1396	North Wootton	Somerset	parish church	parson	Pr	V, 668
1397	Christchurch, Caerleon	Gwent	parish church	vicar	Pr	VI, 223
1399	St Martin, Oxford	Oxford	parish church	parson	Pr	VI, 561
1399	St Magnus, London	London	parish church	parson	Pr	VI, 590

最多の4件を取得したものは1名で、上記〔参考2〕のニコラスがそれである。その4件はすべて聖堂区関係で、しかも1件は司祭の代行者職であった。官職の経歴は確認されず、まさに“未確認者”である。なお4件

はすべて“推薦 (Pr)”であった。CR 身分の“未確認者”には、当然のことながら国王からの恩恵が希薄である。

[1] ① “[Ratification of the estate which] Ralph Repynton [has as] (1) parson of the parish church of Castre [Caistor], in the diocese of Lincoln, (2) prebendary of Wefrod in the cathedral church of Lichfield, (3) dean of [the collegiate church of] St Chad, Shrewsbury, (4) warden of the [king’s] free chapel of St Michael within the castle of Shrewsbury and (5) prebendary of Wynlesford and Wodefrod [Wilsford and Woodford] in the cathedral church of Salisbury. [1399]” — *C.P.R., Henry IV*, I, 27. ② “..... Ralph Repynton, *clerk of the* [king’s] *kitchen* [1394]” — V, 482.

他方の“既確認者”でしかも聖職禄 14 件の取得者とは、このレイフである。またその 14 件とは『開封勅許状簿』第 5 巻・第 6 巻の関係分だけで、ほかに第 3 巻・第 4 巻でも 9 件が検出される。しかも大半は短期間の占有で、①の時点では(1)から(5)までの 5 件を占有していた。つまり 5 件の兼任である。官職としては、②で“(国王の) 厨房のクレークス”と書かれている。聖職禄の取得件数では突出しているが、さほどの高官ともおもわれない。いずれにせよレイフの事例は極端で、一般化には不適切であろう。[参考 3] のウィリアムは、まだしも標準に近い。

【参考 3】 William Waltham : “既確認者”で聖職禄 6 件の取得者

1383	Scartho	Lincon	parish	parson		Pr	II, 316
1386	St Peter, York	N York	cathedral	archdeacon of E Riding		Gr	III, 114
1395	St Mary, Wilton	Wilts	conventual	prebendary of Chalk	(5)	Gr	CR V, 637
1397	St Peter, Exeter	Devon	cathedral	archdeacon of Exeter		Gr	CR VI, 279
1398	St John, Beverley	Humber	collegiate	prebendary of Altaris &c	(6)	Pr	VI, 324
	St Mary, Lincoln	Lincoln	cathedral	prebendary of Leghton Manor		Gr	CR VI, 408
1399	St Peter, York	N York	cathedral	prebendary of S Cave	(4)	Gr	CR VI, 480
	St Leonard, York	N York	hospital	warden	(3)	Gr	CR VI, 595

この人物については、第 2 巻・第 3 巻ですでに 2 件の聖職禄取得が検出

され、合計では8件になる。その8件中では“推薦 (Pr)” “贈与 (Gr)” がそれぞれ2件・6件である。空間でいえば北のヨーク州から南のデヴン州にまで及ぶが、この程度の分散はさほど異例でもない。また〔参考3〕では、引用〔2〕との関連を(3)から(6)までの記号で示した。

〔2〕① “[Ratification of the estate which] Master William Waltham, king’s clerk, [has as] (1) parson of the [parish] churches of Algarkirk [co. Lincoln] and (2) Somersham [co. Huntingdon] in the diocese of Lincoln, (3) warden of the hospital of St Leonard, York, (4) and prebendary of [South] Cave in the cathedral church of York, (5) [prebendary of] Chalk in the conventual church of Wilton, in the diocese of Salisbury, and (6) the prebend at the altar of St Martin in the collegiate church of St John, Beverley, in the diocese of York. [1399].” — *C.P.R., Henry IV, I, 4f.* ② “..... Master William Waltham, *keeper of the hanaper in Chancery* [1398].” — VI, 337.

これは引用〔1〕の①と同様に、ヘンリ4世初年の“追認”の勅許状である。(3)から(6)までは〔参考3〕での占有が継続している¹⁾。(6)のプラエベンダの取得については、すでに第4節の引用〔2〕で述べた。要するにこの追認の時点で、ウィリアムは6件の聖職を兼任していた。官職としては、②に記載の通り“大法官府の枝編み籠の管理者”である。籠とは書類の整理箱で、整理箱の管理者とは大法官府の出納責任者であった。

高官は、概して高位の聖職者である。しかも高位の聖職者は、概して“pluralist”すなわち複数聖職の兼任者である。ウィリアムや前出のレイフは、それぞれ6件・5件の兼任を追認されている。〔参考2〕の“未確認者”ニコラスには、4件の取得が検出された。しかしこの4件のうちで同時兼任の有無については、刊本『勅許状簿』の文面からいずれとも確認されない。少なくとも国王との関係では、兼任がなかったということか。

後代の俸給制のもとでは、官僚の待遇改善が“昇給”によって可能になる。すなわち金額の単純な“加算”がそれである。しかし聖職禄にはそれ

ぞれ固有の所領が指定され、所領の生産力が年収の上限を規定した。従って待遇の改善には、手段としてまず高額の聖職禄へ転属させることになる。転属は、単純な昇給以上に繁雑である。また別な手段としては、聖職禄の件数の“加増”つまり複数兼任を許容することになる。

第8節の引用[1]では、年収100ポンドを保障するために聖職禄複数の兼任も想定され許容されていた。しかも兼任とりわけ遠隔地との兼任は、すべての聖職への常勤を不可能にする。常勤不可能の聖職には、自己負担で聖務の代行者を配置しなくてはならない。国王の宮廷に常勤するのは、おそらく占有聖職のすべてについて聖務を代行者に委任した。代行者への委任・依存については、司教補佐の階層にそくしてすでに別稿でその実態を詳述している²⁾。

なお“贈与権・推薦権・指名権”の相違は、当時の法観念との関連でどのように説明すべきか。その点の詳細は、別稿の課題として残った。

1) “To William de Waltham. *Provision of the rectory of Somersham, in the diocese of Lincoln, value not exceeding 95 marks, void by the death at the apostolic see of Adam [Easton], cardinal priest of St Cecilia's [1397]*” — *Calendar of Papal Letters*, V, 79. 『教皇令状簿』第5巻からの引用である。(2)のサマシャムの聖堂区司祭職は教皇からの“プロウウィーシオー”つまり直任によって取得しているが、(1)のオルガカークについては取得の経緯が不明である。ともあれウィリアムは、教皇からの直任をも受けていた。CRは国王・教皇以外に、聖界・俗界の有力者から贈与・推薦を受けることもあろう。しかしそれは勅許状の対象にならないので、確認には別な史料が必要になる。

2) 「イングランドにおける司教補佐の代行者委任——1198年から1471年まで(上・中・下)」北海道大学『文学部紀要』通巻71・72・73(1991/92)。

以 上

King's Clerks of England and Their Benefices in the Later Middle Ages

by Isao HIGASHIDE

The present paper consists of the following sections, together with the Preface and Postscript.

- §1 Grant, Presentation and Nomination by the King in Latin texts
- §2 Richard II's Letters Patent as compared with Latin texts
- §3 Benefices in Cathedral Churches: dignities and canonries
- §4 Benefices in Collegiate Churches: dignities and canonries
- §5 Benefices in Free Chapels and Hospitals: wardenships
- §6 Benefices in Parish Churches: parsonages, vicarages and portions
- §7 Benefices in Royal Free Chapels: wardenships and canonries
- §8 Annual Grants of Money until Promoted to a Benefice

“The king's clerk is one,” says G.P. Cuttino, “who receives regularly from the king some grants to ensure his livelihood.” This is what sets “the king's clerk off from any other clerks.”

It is true that, in his *Administrative History*, T. F. Tout gives us a great deal of informations on the king's grants to his clerks. But these informations are widely scattered from volume to volume, and not necessarily kept or summarized in proper order.

In the present paper, the writer derives informations from the last two volumes of King Richard's *Calendar of the Patent Rolls, 1391-99*, and classifies them under the six headings from §3 to §8. The king's grants to his clerks are compared with those to other clerks in every section.